

平成20年5月28日

平成20年

第5回教育委員会定例会会議録

大田区役所 教育委員会室

平成20年第5回教育委員会定例会会議録

平成20年5月28日午後2時00分大田区教育委員会定例会を開催した。

1 出席委員

渡 邊 盛 雄	委 員	委員長
高 山 美智子	委 員	委員長職務代理者
野 口 和 矩	委 員	
櫻 井 光 政	委 員	
清 水 繁	委 員	教育長

計 5 名

2 出席した職員

教育委員会事務局次長	金 澤 彰
庶務課長	下遠野 茂
教育改革担当課長	薄 根 幸
施設担当課長	石 井 一 雄
学務課長（私学行政担当課長兼務）	清 水 耕 次
指導室長（教育センター所長兼務、 幼児教育センター所長兼務）	鈴 村 邦 夫
社会教育課長	榎 田 隆 一
大田図書館長	鈴 木 慶 三

計 8 名

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条及び大田区教育委員会
会議規則第3条により、第5回大田区教育委員会定例会を招集した者は、
次のとおりである。

委員長 渡邊 盛雄

○委員長

ただいまから、平成20年第5回教育委員会定例会を開催する。

○委員長

これより審議に入る。本日の出席委員数は定足数である。よって会議は成立した。次に会議録署名委員の指名を行う。本日の会議録署名委員に櫻井委員を指名する。

日程第1 「教育長の報告事項」

○委員長

教育長から報告を求める。

○教育長

1 USBメモリーの紛失について

USBメモリーの紛失という事故が再び起きてしまった。詳細については、後程、指導室長から報告をする。

USBメモリーの管理にあたっては、再三にわたり校長会で嚴重注意を促してきたが、紛失という事故が再び起こってしまい大変残念である。事務局を代表して委員の皆さんにお詫びする。区長からも、学校現場での個人情報に関する認識が非常に薄いのではないかと指摘を受けている。

各校長に対しては、5月22日に開催した臨時校長会において、個人情報がいかに価値のあるものか、また紛失したことにより大きなプライバシーの権利侵害になるということ話を話し、再度注意喚起を図った。また、全ての学校職員に対して、個人情報を持っている意味を十分自覚し、きちんと管理するよう周知徹底を図るよう指示をした。

2 施設の安全管理について

資料) 新聞報道記事

ふじみ野しの市営プールで平成18年7月31日に起きた死亡事故についての判決があった。事故は、プールの給水口にある防護柵が壊れており、その給水口に女の子が吸い込まれ死亡するというものであった。事故当時のふじみ野市の課長と係長が業務上過失致死で起訴され有罪となった。この判決は、今までの常識から大変厳しいと行政側は考えている。しかしながら、行政の管理責任として、この件を私どもは十分深刻に受け止めていかなければと思っている。

これから夏に向かい、各学校でもプール指導が始まる。各学校のプールの安全管理は極めて重要であり、再びこのような事故が起こらないよう徹底的に点検をしていただきたい。

また、私の調べたところによると、ふじみ野市の市営プールは、市になる前は、町営プールで町が直接管理をしていたが、コスト削減のため民間委託に切り替えた。委託当初は、比較的委託経費も高く、点検もきちんと実施していたようであるが、入札を何回か繰り返すうちに、入札金額は当初の半額程度となり、落札業者が市の許可を得ずに下請けに出していた。そのような状況の中で、管理がずさんになっていったようである。

今回の判決は、当時の課長、係長が実際にプールを見て、要綱に従って安全点検を行っていたら、受託業者もそれに従い防護柵等の修繕をしたということで、過失責任として注意義務違反を問われたと言われている。

教育委員会でも、体育館をはじめ多くの施設管理を委託している。教育委員会としても行政の管理責任として、適正に安全管理を行っていかねばいけない。業者がやらなかったということでは抗弁が通らない。場合によっては、現役課長や係長が起訴される恐れもあるかと思う。改めて真摯に受け止め、管理を徹底していきたい。

3 コミュニティ・スクールについて

資料)教育力育成や教員人事に課題も (コミュニティ・スクール調査結果)

地域連携に取り組む沼袋小学校の特色と評価

大田区は、これから地域力を活かした学校運営をしていこうと考えている。その方策の1つとして、コミュニティ・スクールも選択肢として考えられると思い、問題提起として紹介させていただく。

コミュニティ・スクールとは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第47条の5により学校運営協議会を設置している学校を通称として呼んでいるものである。学校運営協議会は、教育委員会が教育委員会規則で学校を指定して、指定校ごとに置くことができ、その委員は教育委員会が任命することになっている。

学校運営協議会は、教育課程の編成や教育委員会規則で定める事項について基本的な方針を作成し、その指定校の校長は、教育課程の編成やその他の方針について、学校運営協議会の承認を受けて学校運営を行うことになり、住民参画の中で学校を運営していこうという立場に立っている。また、学校運営協議会は職員の採用その他の任用に関する事項についても、職員の任命権者に対して意見を述べることができ、これまでの学校評議会などの形と比べて一步前に立った制度である。

この学校運営協議会を設置しているコミュニティ・スクールの現状の調査結果を本日資料として配付したので、ご覧いただきたい。これは、昨年10月から11月にかけて、指定校全213校の校長を対象に郵送で調査した結果を分析したものである。

地域の住民や保護者が学校運営に参画するコミュニティ・スクールは、学校運営においてまずまずの成果を上げている。特に有効な効果として上げられているのが、保護者や地域の学校への理解の向上であり、地域が学校に協力的になったということである。また、特色ある学校づくりにおいてもある程度期待した効果に近づいているとなっている。さらに住民参画により教職員の意識改革が進んでいることもメリットの1つとして挙げられている。

逆に、適切な教員の人事、児童・生徒の学力の向上、生徒指導課題の解決、家庭の教育力の向上というのは、制度発足後、それほど時間が経っていないため、まだ十分な効果が出てない。実際の教員人事に対し任命権者へ意見具申を行っても、なかなかそのとおりにはならないというのは人事の内容としてはやむを得ないのかと思っている。しかし、教員の人事まで学校教育運営協議会の中で議論できるということは、学校に対する地域の方たちの思い入れや考え方が転化されていくと学校を責任持って何とかしようという住民の動きにつながっていくのではないかと考えている。

2つ目の資料は、コミュニティ・スクールを1つの実験として行っている小学校の資料である。

詳細については後でご覧いただきたいが、これによると、地域の方や学生が学校でサポーターとして活動することに、1つのメリットがあるという。それはサポーター自身

の地域への理解や視野が広がり、地域の支えがあって子どもが育つということ等を自覚することであり、このことにより、地域の方が学校を通して元気になり、学校が地域の支援を受けて元気になり、双方が活性化されていくということである。近年の課題として、地域の間関係の希薄化、コミュニティの崩壊が挙げられるが、サポーターの導入により学校を中心とした地域の人と人のつながりが生まれ、地域の活性化への貢献している。

これから学校現場の中で地域力を具体的につなげていくためには、コミュニティ・スクールも1つの手法として参考になるか思いと説明をさせていただいた。

○委員長

教育長の報告に質問、意見はないか。

○櫻井委員

ふじみ野市のプール事故の判決について、私も関心をもってみている。法曹界の大方の反応も、責任を予想外に厳しく取っているというものである。以前からずさんな管理であったところにたまたま課長に任命されて、以前と同じ仕事をやっていたら、それが過失ありと言われたということであり、これはこのまま維持されるかどうかもわからないというのがプロの見解である。しかし、実際にこういう判断が出ているのだから、これを前提にいろいろな仕事をしないといけない。

では、課長が個々の施設を回って点検をするのかということ、そうではないと思う。ポイントは委託業者に報告をさせるということである。業者に委託することは構わないのだから、委託業者の管理・監督をきちんと行っているかということが、分かれ道となると思う。

今回の判決を受けて、一体どこまで責任を課せられるのかと心配する方もいると思うが、定期的に半年、どんなに長くとも1年単位で、特に設備については老朽箇所や修繕を必要とする箇所、危険箇所を点検し、文書にて報告をさせることをしていれば、今回のような判決はおそらく防げたと思う。報告を受けるということによって、報告をする側が注意をして見るようになる。報告を通じて、管理・監督をきちんと行っていくことが鍵かなという印象を持った。

○教育長

櫻井委員の話を聞いて少し安心した。

大田区でも指定管理者制度がどんどん広がっている。中には業務委託もあるが相当数が指定管理者になっている。モニタリングとして指定管理者に対する評価を区民アンケートで求めたり、安全管理面でもポイントをあげてのチェックを義務付けて実施したりしているので、大田区ではこのようなことは起こらないと考えている。しかし、委託をしてしまうと安心して、意外とそのままで行ってしまうケースもあるかと思っているので、委託をしたけれど絶対にはずせない安全管理のポイントは常々真剣にチェックしていかなければと考えている。

○野口委員

これから小中学校でのプール指導が始まる。すでに準備が始まっているかと思う。

ちょうど良いタイミングで判決が出てきた。設備的面だけでなく、例えば子どもの健康チェック、教員の指導力のチェック等、事前指導的に行うべきかと思う。

○委員長

ほかに質問、意見はないか。

(「なし」との声あり)

○委員長

それでは承認してよろしいか。

(「異議なし」との声あり)

○委員長

承認する。

日程第2 「部課長からの報告事項」

○委員長

部課長からの報告を求める。

○学務課長

1 平成20年5月1日現在、区立小・中学校在籍者数及び区立幼稚園児数について
資料) 平成20年5月1日現在、区立小・中学校在籍者数及び区立幼稚園児数

平成20年度の児童生徒の在籍数についてご報告する。資料をご覧いただきたい。
小学校の通常学級の児童数は2万8,438人、学級数は883学級である。前年度
比では、児童数260人増、学級数3学級増となっている。

中学校の通常学級の生徒数は、1万343人、学級数は299学級である。前年度
比では、生徒数45人減、学級数3学級減となっている。

幼稚園は園児数230人で前年度比274人減となっている。これは今年度末に幼
稚園が廃園となるため、4歳児の募集をせず、5歳児のみが在園することになったた
めである。5歳児のみでは前年度比45人減となる。

2 学校給食費の徴収状況について

資料) 学校給食費の徴収状況について

学校給食費の徴収状況について報告する。資料をご覧いただきたい。

平成20年2月末現在の平成19年度分の給食費徴収状況であるが、未納のある学
校は66校で75%、児童生徒数は483人で1.26%、未納金額は約1,054
万円で0.61%である。これを平成18年度分の同時期の状況と比較すると未納校
は4校減で4.5%の改善、未納児童・生徒数は0.04%の改善、未納金額につい
ては0.01%の悪化となっている。

また平成20年2月末現在の平成19年度分の給食費徴収状況と比較すると、未納
校、未納児童・生徒数、未納金額、いずれも大幅改善されている。この理由としては、
3月は3月期分の就学援助金の支給月であったためと考える。

平成18年度分学校給食費の決算後の徴収状況であるが、平成20年3月末日現在、

未納校は49校で55.68%、未納児童・生徒数は113人で0.29%、未納金額は約432万円で0.25%になっている。各学校の努力もあり、決算時から見ると未納児童、生徒数、未納金額はともに大幅に改善されている。また、平成20年2月末日現在と比較しても、未納児童・生徒数は12人、未納金額も34万円程度改善されている。平成19年分の決算が近づいているので、各学校には引き続き未納金対策の徹底を図るよう指導していく。

○指導室長

資料) 新聞報道記事

先程、教育長から報告のあったUSBメモリの紛失事故について詳細を説明告する。

5月18日の未明、田園調布小学校の男性教員が目黒区自由が丘においてUSBメモリー等を紛失するという事故が発生した。詳細であるが、平成20年5月17日、土曜日の午後11時30分から、平成20年5月18日、日曜日の午前0時30分の間、当該教員が目黒区自由が丘周辺の店で飲食をし、その店を出た後、午前3時ごろに自由が丘周辺の路上において、所持していたカバンを紛失したことに気づいた。その際、カバンの中に入れておいたUSBメモリー等を紛失したということである。このUSBメモリーには、今年度担任している4年生36名の緊急連絡網、また昨年度担任していた6年生38名分の通知表の所見の控え等を保存されていた。当該教員は直ちに交番に紛失届を提出し、学校としては5月21日、水曜日に臨時の保護者会を開催して、状況の説明と保護者への謝罪を行った。

これまでも学校は、私物のUSBメモリーは使わないこと、個人情報については学校で管理しているUSBメモリーに入れること、個人情報を許可なく持ち出さないことを各教員に指示をしていたが、今回紛失したのは私物のUSBメモリーであり、無届・無許可で持ち出したということである。

教育委員会としては5月22日、木曜日に臨時校長会を実施し、事故経過等を説明、冒頭に教育長、次長からこの個人情報の保護に関する認識の重要性について話をした。再発防止に向け、校内の個人情報の管理について、各学校職員に再度周知徹底を図ること、チェックシートを配付し現状把握・再発防止に向けてのチェックを行うこと、校内研修を実施するための事故事例を提供すること、校内規約の見直しを指導した。また、データには必ずパスワードを設けること、これまでもやむを得ず持ち出す場合は、管理簿に記入して管理職の許可を得ることになっていたが、新たに申請書を作成して内容・パスワードの設定等の点検した上で持ち出すことを指示した。

また、今回の事故は重大な信用失墜にもかかわるサービス事故であり、サービス事故防止に向けて、現状の処分等についても教員に再度周知を図った。

今回の事故で、大変なご迷惑、ご心配をおかけしたことをお詫び申し上げます。

○社会教育課長

前回の定例会で高山委員から質問があった青少年委員、体育指導委員の年齢制限の撤廃の件について、ご報告をする。

年齢制限撤廃の理由は、昨年10月に雇用対策法が改正され、労働者の募集、採用において合理的な理由のない場合は、原則として年齢制限が禁止されたためである。このため、地方公務員の募集においても、長期に勤続し、キャリアの形成を図る観点から、若齢者を募集、採用するような期間の定めのない労働契約、いわゆる一般職員の募集であるが、これを除いて期間の定めのある非常勤職員の募集においては、年齢制限ができ

ないこととなった。

青少年委員、体育指導委員も任期が2年の非常勤職員であり、これまでは、再任10回、委嘱できる年齢の上限を60歳までとてしていたが、今回、3月の募集から年齢制限を撤廃することとなった。しかし、青少年委員、体育指導委員の職務はかなり多忙で、熱意ばかりでなく、能力や体力も必要である。要綱上、再任は10回までできることとなっているが、無条件ではなく、各地区において委員の選出基準に基づいて推薦していただくことになっている。各地区では再任の推薦を行うにあたっては、本人の熱意、体力のほか、過去の活動状況に照らしてご判断していただくことになると考えている。

また、60歳以上の方でも元気で能力のある方はたくさんいる。現役世代は仕事が忙しくて、なかなか委員の職務に専念することが難しいが、逆に60代の方が活動しやすい場合もあるかと考えている。

○大田図書館長

1 蒲田駅前図書館の休館日の変更について

蒲田駅前図書館の休館日は、毎月第3木曜日としているが、今年9月については9月18日木曜日から9月8日月曜日に変更する。理由であるが、蒲田駅前図書館は生活センターとの複合施設となっており、集会室等の貸し出しの関係から9月8日に殺虫消毒を設定した。そのため図書館についても同日に殺虫消毒を実施することとしたためである。なお、殺虫消毒は年2回実施することになっており、2回目は来年3月の予定である。なお、休館日の変更については、区のホームページ、館内掲示等で区民への周知を図る。

2 郷土博物館刊行物「大田区の文化財 36集」について

資料) 大田区の文化財 36集

郷土博物館刊行物「大田区の文化財 36集」を発行した。

教育委員会では、これまで史跡、名所、天然記念物の保護を目的として、現況確認と記録保存のための調査を実施してきた。本書は、これまでの調査結果を中心に、所在地や文化財の概要、由来、沿革、交通、指定状況等について、それぞれの文化財を理解しやすい形で構成をした刊行物である。地域の歴史や生活文化を知る資料として、区民の皆様に活用いただければと思っている。

なお、この刊行物については、区内の小・中・高等学校に配布するとともに、公立図書館、区政情報コーナーに備え、区民の皆様の利用に供する。また、購入希望者には有償頒布をする予定である。

○委員長

部課長からの報告に質問、意見はないか。

○櫻井委員

1 中学校の在籍者数について

中学校の在籍者数に興味を持った。

中学校は3年生が3,360人、2年生は3,635人、1年生は3,348人となっており、2年生だけが300人程多い。この理由は何か。

また、2年生と比較すると1年生の人数が極端に少ない中学校がある。例えば、東調布中学校である。2年生が204名に対して1年生は124名となっており、これ

は何か原因があるのではないかと思う。私が危惧しているのは、特定の学校で入学者が減っているのは、その学校が何か問題を抱えているか、地域がそう認識しているという場合があると考えからである。原因は何かを検討しているのか。また既に原因を把握しているのであれば、教えてほしい。

2 USBメモリーの紛失事故について

USBメモリーの紛失について、この場で議論するのも何回目かになる。

先程の説明によると、学校ではUSBメモリーを使用するシステムができていて、認証システムのついたUSBメモリーを使用することになっている。しかし、当該教員は、私物のセキュリティーのかからないUSBメモリーを勝手に使用し、個人情報勝手に持ち出した。しかも酒を飲む場に持って行って失くしたということなのか。そうだとすれば、意識の問題ということではすまないと考える。もう少し詳細な報告を聞きたい。

○学務課長

在籍者数の件で答える。

現在の中学校2年生の生徒数が多い理由は、たまたま生徒数が多かったためである。

また、東調布中学校については、在籍生徒数が学校の施設規模の限界となっている。そのため、今年度から指定校変更に制限を設けた。それにより、1年生の在籍生徒数が少なくなっている。

○櫻井委員

話の途中であるが、通常学級が5クラスと特別支援学級となっているのか。

○学務課長

124名というのは通常学級の生徒数である。

昨年度は指定校変更に制限を設けていなかったため、6クラスの学級編成となってしまう、教室が足りないという事態になってしまった。そのため、今年度の1年生については、4クラスまでという制限を設けた結果の数字である。

○櫻井委員

了解した。

○指導室長

USBメモリーの件である。

学校においては、認証機能付のUSBメモリーも当然保管をしているが、一部認証機能の付いていないUSBメモリーも現時点ではある。当然、持ち出しをする時は、認証機能付のUSBメモリーを使用するというのが校長の見解である。

しかし、本件については、校長が全く知らない間に、私物のUSBメモリーを無届け、無許可で使用していたということで、重大なサービス事故にも該当する。

○委員長

ほかに質問、意見はないか。

○野口委員

1 在籍児童・生徒数について

小学校の学年ごとの児童数は約4,500人いるのに対し、中学校になると約3,500人になってしまっている。その年の出生数等によって違いはあるが、1,000人程度の差が出ている。これは、私立に進学している子の数となると思う。

確か大田区内には、私立中学校は1校しかないはずである。そうすると、この子どもたちは他の自治体にある私立中学校に通学していることとなる。当然小学校から私立に通学している子どもたちもいる。もっと区立の学校に子どもたちが通うようにならないのか。そのためには、魅力ある学校づくりをしていかななくてはならない。ぜひ、こういうことも校長会等で話題にしてほしい。

2 USBメモリーの紛失事故について

昨年もUSBメモリーの紛失事故があった。その時の当該職員への具体的処分はどうなっているのか。

○指導室長

昨年度、大田区でのUSBメモリーの紛失事故は2件あった。

1件目は昨年10月であり、パソコンにUSBメモリーを挿した状態で離席し紛失するという事故であり、処分は大田区教育委員会から口頭注意となっている。

処分の軽重については、失くした状況により異なってくる。今回のように寄り道をして飲酒等をしていたとなると、私見では、かなり重い処分になるかと考えている。

○野口委員

同様の事故が何回も続くと、処分をされても時間が経つと忘れてしまっているのか、あまり感じていないのかとってしまう。あまり処分という言葉は好きではないが、大田区教育委員会としても、厳重な指導をしていかなければと考える。

○指導室長

指摘のとおり、同様の事例が大田区だけではなく、東京都でも多く起きている。

服務事故の処分については、当該職員あるいは管理職を教育委員会に呼び厳しい指摘をしている。また、校長会の度に処分事例を公表し、事故の原因や課題を話した上で、学校に持ち帰り教員一人ひとりが自分のこととして捉えられるよう指導するよう指示している。

東京都教育委員会においては、服務事故の処分基準に個人情報の紛失という項目がなかったため、今年3月から新たに基準に加え、処分を厳しくした経過がある。そのことについても、校長会において処分規定を示し説明を繰返し行った。

いずれにしても、最後は教員一人ひとりのモラルをどのように向上させるかが課題である。今後とも方策の検討をしていく。

○教育長

出雲中学校でUSBメモリーを紛失した教員には、私が口頭注意を行った。

今手元に資料があるので、他県の事例を紹介する。

長崎県諫早市教育委員会は、児童の個人情報入りUSBメモリーを紛失した女性教員を戒告処分とした。やはり、諫早市においても個人情報を持ち出すときには、パスワード

ドの認証機能付の公用USBの使用と上司の許可を得ることをマニュアルで定めていた。
もう1つは、新潟県柏崎市教育委員会である。小学校に勤務する20代男性講師が私物のパソコンから、児童の個人情報を流出させたとして、10%の減給処分とした。

○高山委員

各学校のパソコン台数を増やす予定と聞いている。パソコンが増えれば、USBメモリーを使用する頻度も増えてくると考える。だから余計に個人情報の取扱を慎重にしてほしい。今回紛失した個人情報の中には昨年度担任した児童の名簿が含まれているが、必要な個人情報だったのだろうか。

もう1つは、保護者会の時の保護者の反応はどうだったのかをお聞きしたい。

○指導室長

指摘のように、個人情報については原則、持ち出し禁止でずっと通している。当然、やむを得ず持ち出す場合は、必要最小限のものとし、使用が終了後は必ず消去することが前提である。学校として基準は定められているが、今回は守られていなかった。

保護者会では、第一に謝罪するとともに、事故の経緯や持ち出し基準、私物のUSBメモリーを使用禁止にしていること等を説明した。保護者の反応であるが、当該教員が前年度も田園調布小学校で担任をしていたこともあり、当該教員を心配する声も聞こえた。いずれにしても許される問題ではないので、繰り返しお詫びをした。

○委員長

ほかに質問、意見はないか。

(「なし」との声あり)

○委員長

それでは承認してよろしいか。

(「異議なし」との声あり)

○委員長

承認する。

日程第3 「議案審議」

○委員長

第43号議案について説明を求める。

○庶務課長

※別紙資料により説明

第43号議案、「大田区教科用図書採択要綱」の一部改正についてについて説明する。
今年度は小学校教科用図書の採択年度である。今回採択する教科用図書は、今年3月

に改正された学習指導要領に基づき、新しい教育課程がスタートする移行期間である平成21・22年度の2年間に使用するものである。

前回、平成16年度に小学校教科用図書採択をしてから、新たに文部科学大臣の検定を経た教科用図書はない。そのため、本要綱を改正し、調査委員会及び資料調査委員会を設置することなく、前回使用した資料を用いて採択できる規定を設ける。また、あわせて、学校教育法の改正に基づき、特別支援教育における教科用図書の文言の整理を行う。

○委員長

ただいまの説明に質問、意見はないか。

○野口委員

現在使用している教科用図書を使うということか。

また、「前回の採択から新たに文部科学大臣の検定を経た教科用図書がない場合」という文章を入れなくてはいけないのか。逆に新たに検定を経た教科用図書があった場合は、調査委員会を設置しなくてはいけないということか。

○庶務課長

この要綱で規定しているのは、現在の教科用図書を使用するというのではなく、前回の採択時に使用した資料を用いて、調査を簡略化して採択をするということである。

また、「前回の採択から新たに文部科学大臣の検定を経た教科用図書がない場合」という文章を入れなくてはいけないのかというご質問であるが、ここが1つのポイントとなっている。新たに教科用図書として文部科学省の検定を受けた教科書があった場合は、調査委員会の設置が必要となってくる。

○委員長

ほかに質問、意見はないか。

(「なし」との声あり)

○委員長

それでは、大田区教科用図書採択要綱の一部改正及び平成21年度使用小学校教科用図書採択においては、調査委員会を設置しないことを承認してよろしいか。

(「異議なし」との声あり)

○委員長

承認する。

これをもって、第5回教育委員会定例会を閉会する。

(14時57分閉会)